

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第1区分

【発行日】平成25年5月16日(2013.5.16)

【公表番号】特表2012-520470(P2012-520470A)

【公表日】平成24年9月6日(2012.9.6)

【年通号数】公開・登録公報2012-035

【出願番号】特願2011-554260(P2011-554260)

【国際特許分類】

G 0 1 N 33/53 (2006.01)

G 0 1 N 33/543 (2006.01)

C 1 2 Q 1/02 (2006.01)

C 1 2 Q 1/37 (2006.01)

【F I】

G 0 1 N 33/53 D

G 0 1 N 33/543 5 4 5 A

C 1 2 Q 1/02

C 1 2 Q 1/37

【手続補正書】

【提出日】平成25年3月29日(2013.3.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 8 2

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 8 2】

本開示の態様は、再標的化エンドペプチダーゼに感受性である樹立した細胞株由來の細胞を一部含む。本明細書で使用されるとき、用語「再標的化エンドペプチダーゼに感受性である細胞」、「再標的化エンドペプチダーゼによる再標的化エンドペプチダーゼ活性に感受性である細胞」または「再標的化エンドペプチダーゼによる再標的化エンドペプチダーゼ活性に感受性である樹立した細胞株由來の細胞」は、再標的化エンドペプチダーゼがS N A P - 2 5 基質の蛋白質分解を起こし全般的な細胞機構を行うことができる細胞を言い、それによりエキソサイトーシスを阻害し再標的化エンドペプチダーゼのその受容体への結合、エンドペプチダーゼ / 受容体複合体のエンドペプチダーゼ、細胞内小胞から細胞質内へ再標的化エンドペプチダーゼ軽鎖の転座ならびにS N A P - 2 5 のタンパク質分解的切断を含む。定義に従い、再標的化エンドペプチダーゼ活性に感受性である細胞は少なくとも1つの再標的化エンドペプチダーゼ受容体および少なくとも1つのS N A P - 2 5 基質を発現するか発現するように改変されなければならない。本明細書で使用されるとき、用語「再標的化エンドペプチダーゼを取り込む細胞」または「再標的化エンドペプチダーゼを取り込むことができる樹立した細胞株を含む細胞」は、再標的化エンドペプチダーゼがS N A P - 2 5 基質の蛋白質分解を起こし全般的な細胞機構を行うことができる細胞を言い、それによりエキソサイトーシスを阻害し再標的化エンドペプチダーゼのその受容体への結合、エンドペプチダーゼ / 受容体複合体のエンドペプチダーゼ、細胞内小胞から細胞質内へ再標的化エンドペプチダーゼ軽鎖の転座ならびにS N A P - 2 5 のタンパク質分解的切断を含む。定義に従い、再標的化エンドペプチダーゼを取り込むことができる細胞は少なくとも1つの再標的化エンドペプチダーゼ受容体および少なくとも1つのS N A P - 2 5 基質を発現するか発現するように改変されなければならない。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0091

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0091】

本開示の態様は、クローン細胞株を得た親細胞株由来の細胞よりもより安定している再標的化エンドペプチダーゼ活性に感受性である樹立したクローン細胞株由来の細胞を一部含む。ここで、用語「安定している」は、同じアッセイ条件および同じ再標的化エンドペプチダーゼが両方のアッセイで使用される場合、同一または類似の継代数のクローン細胞株を得た親細胞株由来の細胞により示される相対的なEC₅₀、感度、有効性、明確に定義された上漸近線および／または明確に定義された用量応答曲線の値と類似する再標的化エンドペプチダーゼ活性のEC₅₀、感度、有効性、明確に定義された上漸近線および／または明確に定義された用量応答曲線を示す特定の継代数における樹立したクローン細胞株由来の細胞を言う。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0093

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0093】

本開示の態様は複数の細胞継代で安定している再標的化エンドペプチダーゼ活性に感受性である樹立したクローン細胞株由来の細胞を一部含む。ここで、用語「安定している」とは同じアッセイ条件および同じ再標的化エンドペプチダーゼが両方のアッセイで使用される場合、同じ樹立したクローン細胞株の先行する継代数の細胞に由来する細胞により示される相対的なEC₅₀、感度、有効性、明確に定義された上漐近線および／または明確に定義された用量応答曲線の値と類似する再標的化エンドペプチダーゼ活性のEC₅₀、感度、有効性、明確に定義された上漐近線および／または明確に定義された用量応答曲線を示す特定の継代数における樹立したクローン細胞株由来の細胞を言う。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0115

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0115】

S N A P - 2 5 は内因性S N A P - 2 5 または外因性S N A P - 2 5 であってもよい。本明細書で使用されるとき、用語「内因性S N A P - 2 5」は、S N A P - 2 5 の外部物質源またはS N A P - 2 5 をコード化する遺伝物質の外部物質源を必要とすることなく細胞がS N A P - 2 5 を固有に発現するように細胞のゲノム中に天然にコードされている細胞に天然に存在するS N A P - 2 5 を言う。内因性S N A P - 2 5 の発現は細胞分化などの環境刺激を加えてもまた加えなくてもよい。定義に従い、内因性S N A P - 2 5 は天然のS N A P - 2 5 またはその変異体だけである。例えば、以下の樹立された細胞株はB E (2) - M 1 7、K e l l y、L A 1 - 5 5 n、N 1 E - 1 1 5、N 4 T G 3、N 1 8、Neuro - 2 a、N G 1 0 8 - 1 5、P C 1 2、S H - S Y 5 Y、S i M a、S K - N - D Z およびS K - N - B E (2) - C などの内因性S N A P - 2 5 を発現する。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0116

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0116】

本明細書で使用されるとき、用語「外因性S N A P - 2 5」は、S N A P - 2 5 の外部

物質源またはヒトの操作により S N A P - 2 5 をコード化する遺伝物質の外部物質源を導入することで細胞内に発現する S N A P - 2 5 を言う。外因性 S N A P - 2 5 の発現は細胞分化などの環境刺激を加えてもまた加えなくてもよい。非限定的な例として、樹立した細胞株由来の細胞は S N A P - 2 5 の一時的または安定したトランスフェクションにより外因性 S N A P - 2 5 を発現できる。他の非限定的な例として、樹立した細胞株由来の細胞は S N A P - 2 5 の蛋白質移入により外因性 S N A P - 2 5 を発現できる。外因性 S N A P - 2 5 は天然の S N A P - 2 5 またはその変異体でありまたは天然には存在しない S N A P - 2 5 またはその変異体である。